営業区域外旅客運送に関する法令条文

参考資料２

**道路運送法**

**（禁止行為）**

第二十条　一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く。第二号において「営業区域外旅客運送」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一　災害の場合その他緊急を要するとき。

二　地域の旅客輸送需要に応じた運送サービスの提供を確保することが困難な場合として国土交通省令で定める場合において、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間において当該地域における旅客輸送を確保するため営業区域外旅客運送が必要であることについて協議が調つた場合であつて、輸送の安全又は旅客の利便の確保に支障を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認めるとき。

**道路運送法施行規則**

**（法第二十条第二号の国土交通省令で定める場合）**

第十八条の二　法第二十条第二号の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域その他の交通が著しく不便な地域において、当該地域の一部又は全部を営業区域とする一般旅客自動車運送事業者による輸送が困難な場合

二　一時的な輸送需要量の増加が見込まれる地域において、当該地域の一部又は全部を営業区域とする一般旅客自動車運送事業者による供給輸送力では当該増加に対応することが困難な場合

**（法第二十条第二号の関係者）**

第十八条の三　法第二十条第二号の国土交通省令で定める関係者は、地域公共交通会議等の構成員とする。